

I 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画の基本的事項

計画改定の趣旨

- 「海岸漂着物処理推進法」（平成21年7月15日公布・施行）に基づき、小笠原諸島における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために本計画を策定。
- 「海岸漂着物処理推進法」の一部改正（平成30年6月22日公布・施行）及び、国の基本方針の変更により、以下の内容が盛り込まれた。



海岸漂着物

- 漂流ごみ等の円滑な処理の推進
- 3Rの推進等による発生抑制
- マイクロプラスチック対策

更なる海岸漂着物対策の推進のため、重点区域海岸の見直しや都の施策を盛り込む形で改定。

※設定した重点区域海岸は別紙参照。

II 海岸漂着物等の現状及び対策の実施状況と課題

回収・処理の実施状況

- 海岸漂着物等の回収活動は、住民、事業者、民間団体及びNPOなどの様々な主体が、海岸管理者等からの委託、ボランティア活動、行政や民間の財団からの補助により実施。
- プラスチック類の海岸漂着物等は、小笠原村の一般廃棄物焼却施設での焼却処理が困難であり、基本的に島外へ搬出し、本土で処理。

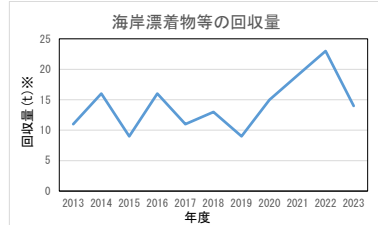


図 小笠原諸島での海岸漂着物等の回収量※

※ 回収量は、東京都（建設局、港湾局）及びボランティアによる回収量。「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」（平成25年度～令和5年度、東京都）より作成

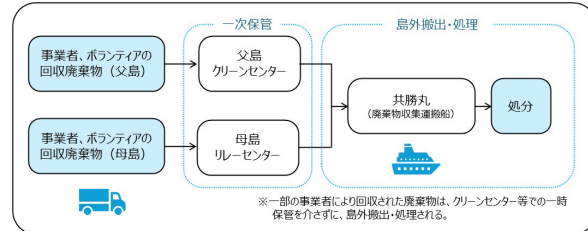


図 小笠原諸島における海岸漂着物等の処理の流れ

回収・処理の課題

- 陸路でアクセスが可能な海岸に限られており、その他の海岸は船によるアクセスが必要。
- 海岸漂着物等のほとんどは廃プラスチック類のため島外へ搬出し本土で処理しており、海上運搬費用が必要。
- 各主体間の協力体制や連携した取組を充実させることで、更に効果を上げることが期待できる。

環境教育・普及啓発の課題

- 住民等だけでなく観光客等の来島者に対する更なる普及啓発の推進が重要であることから、情報発信をさらに強化するとともに、幅広い年齢層を対象として海岸漂着物等の様々な課題と対応策を学び、自らの行動につなげる機会を増やすことにより、海岸漂着物等に係る発生抑制や海岸清掃の取組を促進していくことが望まれる。

III 小笠原諸島における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

- 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理と効果的な発生抑制を施策の両輪とし、海岸における良好な景観及び環境の保全を図っていくもの。
- 実施に際しては、多様な主体の適切な役割分担と相互協力を図ることが肝要。

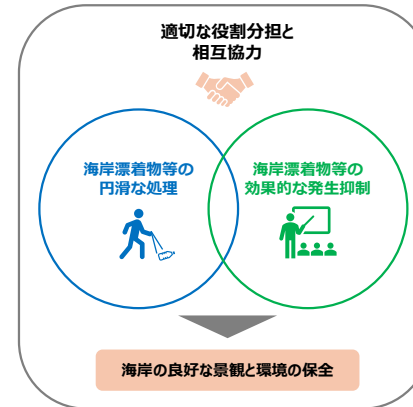


図 小笠原諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針のイメージ

目指すべき姿・目標

- 関係する主体が相互に協力しながら、能動的に海岸漂着物対策を実施している。
- 住民等が主体的かつ継続的に回収・清掃活動を実施している。
- 海岸漂着物量の経年の変化の傾向を捉えることができる。
- 処理対策及び発生抑制対策により、海岸が美しく保たれていることが実感できる。

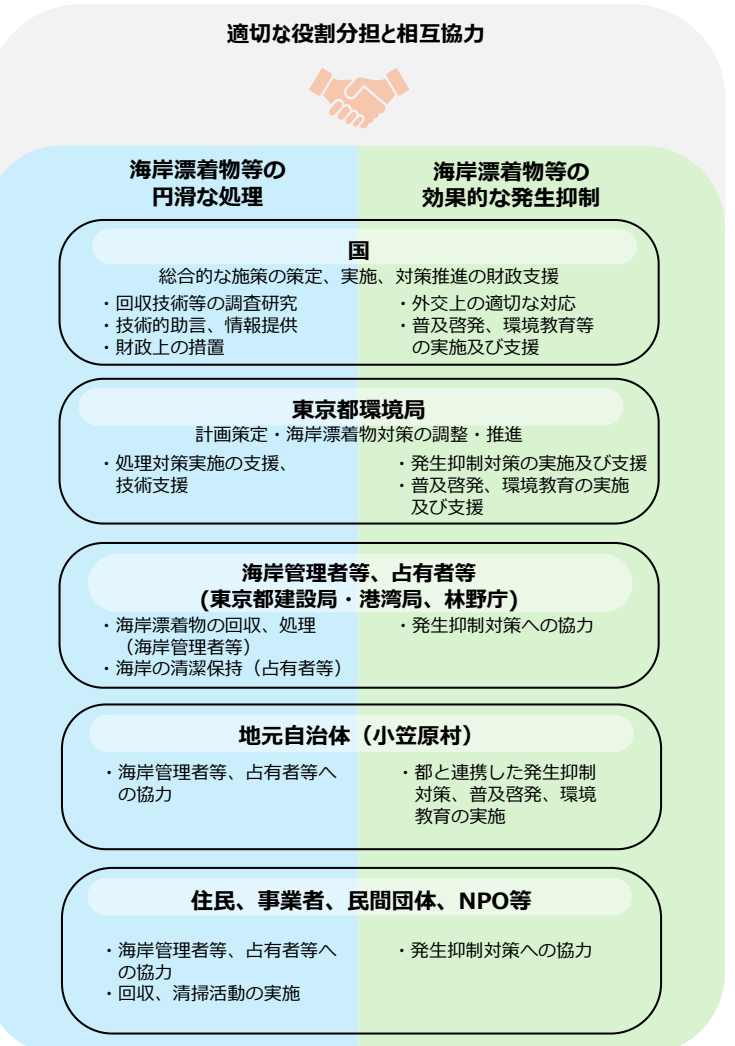


図 海岸漂着物対策における関係主体の役割分担と相互協力のイメージ

Ⅳ 海岸漂着物等の円滑な処理対策

海岸漂着物等の円滑な処理対策の方針

- (1) 都は、海岸漂着物対策を重点的に推進する海岸の区域(重点区域海岸)を設定する。
- (2) 海岸管理者等は、所管する重点区域海岸における海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。)の処理を行う。
- (3) 占有者等は、所管する重点区域海岸において清潔保持に努める。
- (4) 小笠原村は、必要に応じ、海岸管理者等及び占有者等による処理対策に協力する。
- (5) 都は、住民等による主体的かつ自発的な回収活動について、その活動を尊重しながら、今後も継続実施が図られるよう、小笠原村の協力を得て技術的な支援等を行う。
- (6) 漂流ごみは国、都、小笠原村等が協力して円滑な処理の推進を図るよう努める。

対策内容

- 既に行われている地域の取組状況を踏まえ、より効果的・効率的な回収・処理が可能となるよう、各主体による活動の連携や情報共有を図り海岸漂着物対策を進めていくことが重要。
- 重点区域海岸の海岸漂着物等の回収から処理の対策内容は下表のとおり。

表 回収・処理に関する対策内容

事項	具体的な取組	関係主体	事項	具体的な取組	関係主体
各主体の連携	○ 都は、各主体の協力を得て、実施時期や場所等の把握に努め、計画的に実施が図られるよう、事前の調整に努める。	都 各実施主体	処理	○ 海岸管理者等が、廃棄物処理のノウハウを有する小笠原村と連携し実施する。	海岸管理者等 占有者等 小笠原村
回収	(日常的な回収活動)	海岸管理者等 占有者等 住民等 小笠原村 都		○ 実施に当たっては、海岸管理者等は、小笠原村と「協定」等を締結するなど、連携した実施体制の確保に努める。	
	○ 海岸管理者等は、都、小笠原村及び住民等と連携し実施する。		○ 海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先する。		
	○ 住民等による回収活動については、自発性・主体性を尊重し、継続して実施するよう努める。		○ 都は、収集・運搬・処分について小笠原村と協力し、支援を行う。また、運搬ルートや処分の合理化、処理施設のある自治体との調整連携など、効率的な処理体制の構築を目指す。		
	○ 都は、住民等による継続的な実施が図られるよう、小笠原村と協力し支援を行う。		島内中間処理 島外搬出・処分	○ 都は、収集・運搬・処分について小笠原村と協力し、支援を行う。また、運搬ルートや処分の合理化、処理施設のある自治体との調整連携など、効率的な処理体制の構築を目指す。	都
	(海岸管理者等による大型ごみ等の回収)		住民等との窓口	○ 小笠原村は、回収活動を行う住民等との一次的な連絡相談・調整の窓口を担う。	小笠原村
	○ 大型で重機等の使用や船による回収が必要な海岸漂着物等は、海岸漂着物等の多い海岸を優先して計画的に実施する。		特記事項	○ 事業者がその事業として海岸漂着物等の回収を行う場合は、回収した海岸漂着物等は、自らの責任において適正に処理する。	
	○ 必要に応じて小笠原村などと連携して実施する。			○ 占有者等は、その管理する海岸について、海岸管理者等と同様の役割を担うことを期待されることから、海岸管理者等の役割に準じ、清潔の保持に努めるものとする。	

緊急時等の対応

- (1) 台風等による災害時の対応
- (2) 災害時以外の対応
- (3) 船舶等から流出した油や有害液体物質等の対応
- (4) 海岸漂着危険物の対応
- (5) 漂流ごみ等への対応



漂流ごみ

Ⅴ 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策

海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の方針

- (1) 対策の対象地域は小笠原諸島全域とし、対策の対象者には住民等を始め観光客等の来島者も含む。
- (2) 実施主体は、原則として都及び小笠原村とするが、海岸管理者等及び占有者等の関係主体もそれに協力する。
- (3) 発生抑制対策は短期的な取組では効果が得られないことから継続的な実施を行う。
- (4) 都及び小笠原村で行う廃棄物の適正処理や減量化施策等と連携した対策を実施する。

対策内容

表 発生抑制・普及啓発に関する対策内容

事項	具体的な取組	関係主体	事項	具体的な取組	関係主体
発生抑制	○ 都及び小笠原村は、長期的には海岸漂着物等の発生抑制につながるという観点から、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(令和3年9月、東京都環境局)に基づき、プラスチックを含む資源の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、循環型社会の構築を目指す。 ○ 小笠原村は、住民等や観光客等の来島者、事業者等と協力してごみの水域等への流出又はボイ捨てなどによる飛散をさせることのないようにし、ごみの投棄・散乱防止に努める。特に、廃プラスチックについては、マイクロプラスチックになる前に、前述の排出抑制に努める。	都 小笠原村	普及啓発の推進	○ 都や小笠原村は、パンフレットやホームページ、広報誌などを活用して海岸漂着物等に対する理解を深め、実情や取組状況の周知及び活動参加の呼びかけを図る。	都 小笠原村
				○ こうした取組は、観光協会等と連携することにより、住民等だけでなく観光客等の来島者に対しても行う。	
			環境教育の推進	○ 海岸管理者等及び占有者等も必要に応じて協力する。	都 小笠原村
				○ 都は、住民等の普及啓発や清掃活動への参加に繋げる TOKYO 海ごみゼロアクションを推進する。	
			特記事項	○ 学校教育の一環として既に実施されている内容(総合学習、野外活動など)を継続するとともに、上記普及啓発資料を学校教材として活用するなどにより、内容の充実を図る。	
			特記事項	処理対策の実施によって得られた情報を適宜反映するものとする。	



TOKYO海ごみゼロアクションでの清掃イベント*



イベントで設置されたごみ回収ボックス*



ボランティアによる清掃活動

*「令和6年度TOKYO海ごみゼロアクション小笠原イベント報告書」(公益財団法人東京都環境公社)

〈概要版〉小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画（案）

重点区域海岸の概要

- 「重点区域海岸」とは、国の基本方針に沿って海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を指す。自然環境や景観、観光、漁業等の経済活動等の観点から、国の補助金を活用し、重点的に取り組むべき区域を「重点区域海岸」として設定することにより、効果的な回収・処理に努める。
- 重点区域海岸として平成25年度に40海岸を設定し、令和6年度に5海岸を追加した。

表 重点区域海岸の一覧表

番号	島名	名称	①漂着物量 (被覆率) ^{注1)}	②いずれか に該当 ^{注1)}		③実施の 困難性	海岸の所管 ^{注2)}		設定 年度 ^{注3)}	
				海岸 利用	自然 環境		海岸管理者等	占有者等		
1	父島	小花浜	IV	利用	カメ	海から	東京都建設局	林野庁	R6	
2		宮之浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25	
3		大村海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25	
4		製水海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局		H25	
5		境浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	林野庁(保安林)	H25	
6	弟島	二業地	III		カメ	陸から		林野庁	H25	
7		扇浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25	
8		扇浦西-1	II	利用		陸から		林野庁	H25	
9		扇浦西-3	II		カメ	陸から		林野庁	H25	
10		松山	I*			カメ	陸から		林野庁	H25
11		野羊山付け根南側	I*			カメ	海から		林野庁	H25
12		焼場海岸	II	利用	カメ	陸から		林野庁	H25	
13		コベベビーチ	I*	利用	カメ	陸から		林野庁	H25	
14		小港海岸	I*	利用	カメ	陸から		林野庁	H25	
15		オニ海岸	II			陸から	林野庁(保安林)		H25	
16		ブタ海岸	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25	
17	兄島	西海岸	III		カメ	海から	東京都建設局		H25	
18		中海岸	III		カメ	海から	東京都建設局		H25	
19		東海岸	II		カメ	海から		林野庁	H25	
20		石浦	III		カメ	陸から		林野庁	H25	
21		初寝浦	II	利用	カメ	陸から	林野庁(保安林)		H25	
22		北初寝浦	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25	
23		釣浜	III	利用		陸から	東京都建設局		H25	
24		ジョンビーチ	III	利用	カメ	海から	東京都建設局		R6	
25		広根崎	II		カメ	海から		林野庁	H25	
26		黒浜	II		カメ	海から	東京都建設局		H25	
27	母島	西海岸	II		カメ	海から	東京都建設局		H25	
28		東海岸	II		カメ	海から		林野庁	H25	
29		ウグイス浜	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25	
30		滝之浦	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25	
31		キャベツビーチ	I*	利用		海から		林野庁	H25	
32	タマナビーチ	I*	利用	カメ	海から		林野庁	H25		
33	万作浜	II	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25		
34	南島	釣池	I**	利用	海鳥	海から		林野庁	R6	
35		脇浜	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局		H25	
36		前浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25	
37	向島	御幸の浜	II	利用		陸から	林野庁(保安林)		H25	
38		南京浜	III	利用		陸から	林野庁(保安林)		H25	
39		麩巻	IV	利用***		陸から	東京都港湾局		H25	
40	母島	北港	I*	利用		陸から	東京都港湾局		H25	
41		ワイビーチ	III	利用	カメ	海から		林野庁	R6	
42	南崎	II	利用		海から		林野庁	R6		
43	向島	小湊	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25	
44		コベベ浜	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25	
45	平島	北西部の浜	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25	

図 重点区域海岸（聳島列島・父島列島）

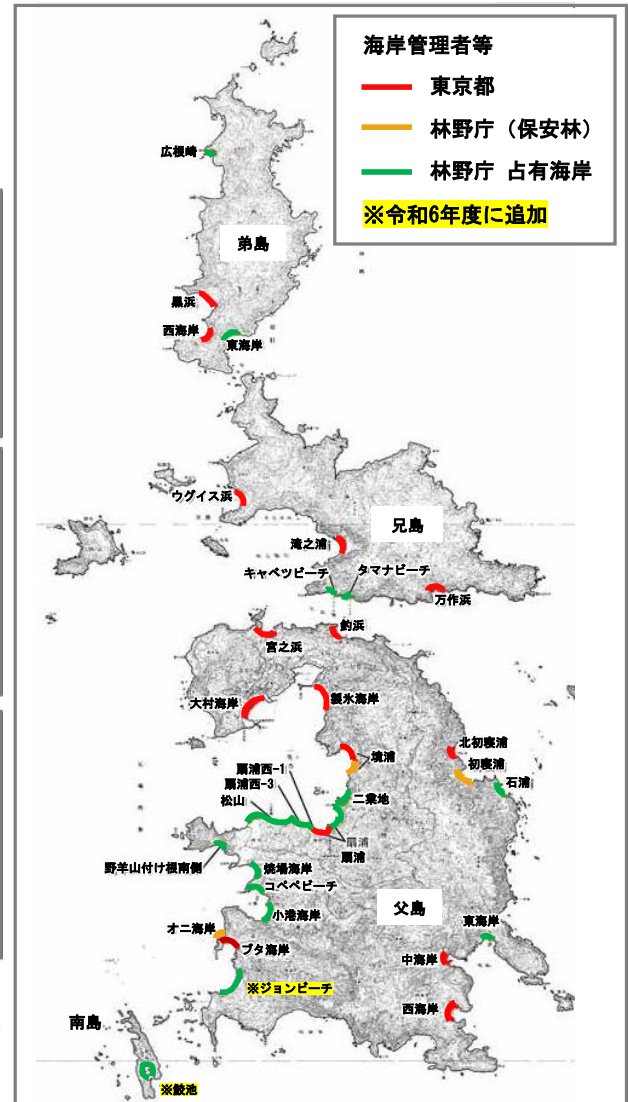
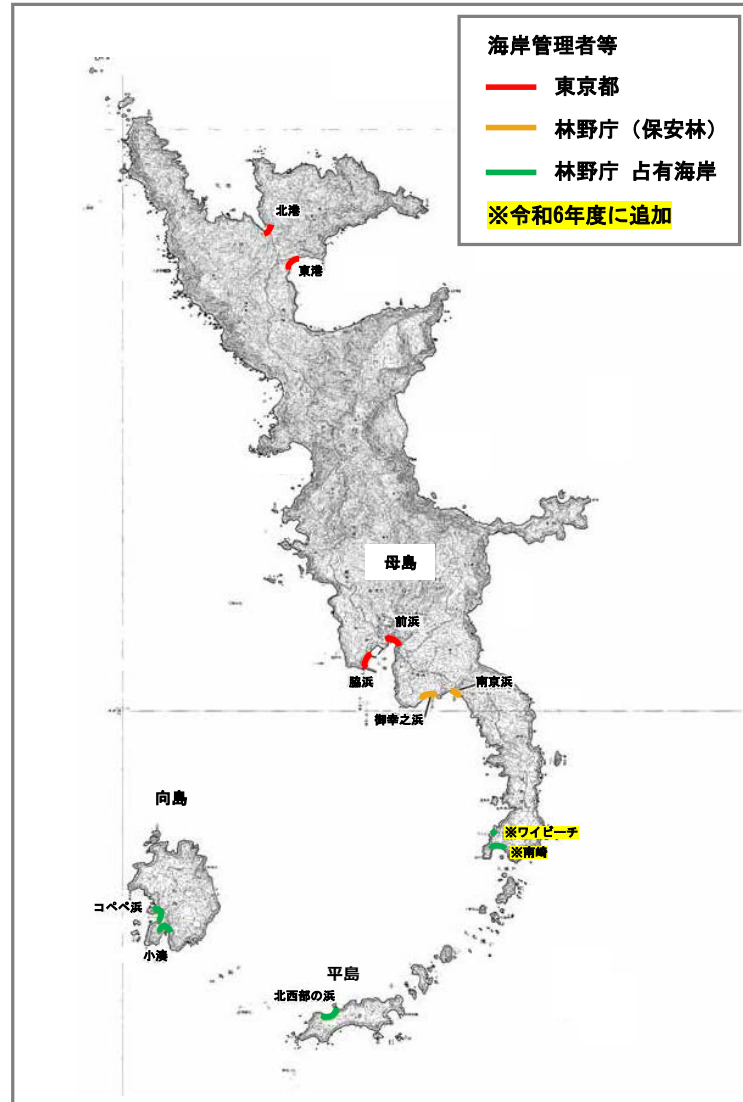


図 重点区域海岸（母島列島）



注1) ① 海岸漂着物量：平成22年調査結果（一部海岸については、令和6年に実施した追加調査の結果）を表す。海岸漂着物量の評価区分（P10参照）におけるランクII以上を被覆率が多いとして扱った。なお*は、被覆率がIであったが、海岸漂着物等の回収実績が確認されたため、被覆率が多い海岸として扱った。また、**は、被覆率がIであったが、現地調査及び令和6年に実施したヒアリングにより、漂流ごみが蓄積する可能性があることが確認されている。

② 海岸利用：利用（海岸利用が多いことを表す。）なお***は、平成25年度計画策定時の意見交換会での意見による。自然環境：カメ（ワミカメの産卵が確認されていることを表す。）

注2) 海岸の所管：東京都・海岸管理者等は東京都の該当局
保安林・林野庁が管理する国有保安林
林野庁・保安林以外の国有林（海岸の土地の占有者）